

議案第29号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3補助機関の部市嘱託医の項及び市嘱託歯科医の項中「21,000」を「25,000」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月3日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
29号	1

提案理由（議案第29号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、昨今の社会情勢や近隣市町村の状況を踏まえ、市嘱託医及び市嘱託歯科医の日額報酬の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
29号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
別表第3（第9条、第10条、第14条関係） 【別記1】参照	別表第3（第9条、第10条、第14条関係） 【別記2】参照

議案 29号	頁数 3
-----------	---------

【別記1】改正

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地区	乙地区	
執行機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	市嘱託医	日額	<u>25,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	市嘱託歯科医	日額	<u>25,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

議案 29号	頁数 4
-----------	---------

【別記2】 現行

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地区	乙地区	
執行機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	市嘱託医	日額	<u>21,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	市嘱託歯科医	日額	<u>21,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

議案 29号	頁数 5
-----------	---------